

日カ連 第11号  
平成18年4月13日

各加盟団体カヌー協会  
会長 殿

(社)日本カヌー連盟  
専務理事 成田 昌憲

## 日本カヌースラローム, ワイルドウォーターレーシング競技

### 競技規則見直し

#### 連盟ホームページ掲載 改正点要約の一部補足、訂正

主題競技規則の改定を行い、その改正点要約を4/3日付けで連盟ホームページに掲載いたしました。その要約の中で説明が不足し、何件かお問い合わせのありました下記について、補足説明すると同時に、ホームページの訂正を行います。

#### 記

1. 対象項目 ; SLR規則 及び WWR規則

#### 第3条 競技者(選手)

- 1 連盟の登録会員であること。A登録会員のみが国際大会に参加する資格を有する。

2. 旧ホームページ掲載「要約内容」

「B会員も国内大会への参加資格を与えた。」

3. 補足、訂正内容

- (1) 旧規定では競技者の資格としてA登録会員である必要があった。しかし大会の参加資格は連盟の「会員登録制度」で定められており、国内の大会はその種類によってはB登録会員も参加出来ることより、今回「A登録会員」を「登録会員」と改定した。
- (2) 上記内容を明示しなかった為に解釈に疑義が生じた為、下記の通り要約内容を訂正する。

4. 訂正済みホームページ掲載「要約内容」

B登録会員も参加できる大会が「会員登録規定」で定められており、今回「A登録会員」を「登録会員」と改定した。

以上